



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

令和9年度埼玉県立特別支援学校

幼稚園部入学相談
高等部入学選考
高等部職業学科・高等部分校入学選考

実 施 要 項



埼玉県教育委員会

令和9年度埼玉県立特別支援学校幼稚部・高等部・高等部職業学科・高等部分校の入学選考等の日程				
月日	曜日	職業学科・分校		幼稚部・高等部
		従来通りの出願校	電子申請による出願 モデル校 ※1	
12/18	金		● 電子申請による願書受付期間 (～1/12正午まで)	
12/19	土			
12/20	日			
12/21	月			
1/4	月			
1/5	火			
1/6	水			
1/7	木			
1/8	金	● 願書受付期間 (～1/12正午まで)	● 受付事務処理期間	
1/9	土	↓	↓	
1/10	日	↓	↓	
1/11	月	↓ 成人の日	↓	
1/12	火	↓	↓	
1/13	水	● 志願先変更期間 (～1/14正午まで)		
1/14	木	↓		
1/15	金			
1/16	土			
1/17	日			
1/18	月			
1/19	火			
1/20	水		● 入学選考日	
1/21	木		↓	
1/22	金			
1/23	土			
1/24	日			
1/25	月			
1/26	火		追検査日	
1/27	水			
1/28	木			
1/29	金		入学許可候補者発表日(9:00)	
1/30	土			
1/31	日			
2/1	月	欠員補充公示(14:00)	● 欠員補充期間 (～2/5まで)	● 願書受付期間
2/2	火		↓	↓
2/3	水			
2/4	木			
2/5	金		↓	職業学科・分校欠員補充 に伴う願書受付日 ※2
2/6	土			
2/7	日			
2/8	月			
2/9	火			入学相談日・入学選考日
2/10	水			
2/11	木		建国記念の日	
2/12	金			
2/13	土			
2/14	日			
2/15	月			入学許可候補者発表日

※1 令和9年度高等部職業学科・高等部分校入学選考における、埼玉県電子申請届出サービスを使用した出願のモデル校は、特別支援学校さいたま桜高等学園・草加かがやき特別支援学校草加分校の2校である。

※2 職業学科・分校欠員補充で入学許可候補者とならなかった場合は、高等部の「職業学科・分校欠員補充に伴う願書受付日」で対応する。

◇◇ 目 次 ◇◇

1	令和9年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学相談実施要項	1
2	令和9年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学相談実施要項（様式）	3
3	令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部入学選考実施要項	7
4	令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部入学選考実施要項（様式）	11
5	令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校（※）入学選考実施要項	18
6	令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学選考実施要項（様式）	24
7	県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学選考要領	35
8	「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領	39
9	埼玉県立特別支援学校一覧	43

※ 埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校について

以下の学校を「埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校」と記載する。

- ・ 特別支援学校さいたま桜高等学園
- ・ 特別支援学校羽生ふじ高等学園
- ・ 入間わかかき高等特別支援学校（職業学科）
- ・ 川越特別支援学校川越たかしな分校
- ・ 草加かがやき特別支援学校草加分校
- ・ 大宮北特別支援学校さいたま西分校
- ・ 越谷西特別支援学校松伏分校
- ・ 上尾特別支援学校上尾南分校
- ・ 騎西特別支援学校北本分校
- ・ 春日部特別支援学校宮代分校
- ・ 川口特別支援学校鳩ヶ谷分校
- ・ 狭山特別支援学校狭山清陵分校
- ・ 久喜特別支援学校白岡分校
- ・ 三郷特別支援学校三郷北分校
- ・ 上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校
- ・ 所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校

令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校

入学選考実施要項

・ 特別支援学校さいたま桜高等学園	・ 特別支援学校羽生ふじ高等学園
・ 入間わかかさ高等特別支援学校（職業学科）	・ 川越特別支援学校川越たかしな分校
・ 草加かがやき特別支援学校草加分校	・ 大宮北特別支援学校さいたま西分校
・ 越谷西特別支援学校松伏分校	・ 上尾特別支援学校上尾南分校
・ 騎西特別支援学校北本分校	・ 春日部特別支援学校宮代分校
・ 川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	・ 狭山特別支援学校狭山清陵分校
・ 久喜特別支援学校白岡分校	・ 三郷特別支援学校三郷北分校
・ 上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校	・ 所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

募集人員は、令和8年8月28日（金）までに決定し、別途通知する。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)及び(5)に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和9年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和9年度進級予定者は出願できない。なお、(4)に該当しない者であっても、(6)の協議をもって出願を認める場合がある。

- (1) 令和9年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 保護者とともに県内に居住している者
- (5) 知的障害がある者（療育手帳を有する者もしくは知的障害である旨の医師の診断を受けた者）で、自力通学が可能な者
- (6) 県外に居住する者で、本県への転居等の事情により高等部職業学科及び高等部分校への入学を希望する者は、出願前に志願先学校長と相談する。志願先学校長は、速やかに県教育委員会と協議を行う。

3 通学区域

高等部職業学科及び高等部分校においては、通学区域を設けない。

第2 入学者選考の基本方針

入学者選考要領（以下、「選考要領」という。）による。

第3 出願

1 事前相談

入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること（志願先変更を考える学校においても事前相談を受けること）。その際、療育手帳（療育手帳を持参できない場合は知的障害である旨の医師の診断書）を持参する。

2 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式－高1－1 又は 様式－高1－2）

事前相談時に志願先学校より直接受け取り、必要事項を記入する。

イ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し）

ウ 令和9年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学志願者調査書（以下「入学志願者調査書」という。）（様式－高2）

様式を県ホームページ（令和8年10月に掲載予定）よりダウンロードし、出身中学校長（在籍中学校長を含む。以下同じ）に作成を依頼する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。なお、災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 受検票（様式－高4）

事前相談時に志願先学校より直接受け取り、必要事項を記入する。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 入学選考手数料

無料とする。

(3) 出願書類の提出方法・提出期間・交付された受検票の受取

ア 埼玉県電子申請届出サービスを使用した出願のモデル校（特別支援学校さいたま桜高等学園・草加かがやき特別支援学校草加分校）へ出願する場合

入学志願者は、定められた電子申請システムに必要事項を入力の上、送信することにより志願先学校長に提出する。

出身中学校長は、定められた電子申請システムに『入学志願者調査書』を添付し、送信することにより、志願先学校長に提出する。

志願先学校による出願書類の受付事務処理後に、志願先学校から必要事項を追記した受検票を電子申請システムにより受け取る。

・出願書類の提出期間 令和8年12月18日（金）午前9時から、令和9年1月12日（火）正午まで ・受付事務処理期間 令和9年1月 8日（金）から令和9年1月12日（火）まで （土・日曜日・祝日及び業務時間外を除く。） ※出願受付事務処理後、上記期間に順次受検票が発行される。

イ 上記ア以外の高等部職業学科・高等部分校（従来通り）

入学志願者は、出願書類に必要事項を記入の上、持参により志願先学校長に提出する。

入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で出願書類の提出ができない場合は、保護者及び出身中学校が入学志願者代理として出願書類を志願先学校長へ提出することが

できる。なお、代理人による提出を行う場合は、事前に志願先学校長へ出身中学校長より連絡を行う。

出願書類提出時に志願先学校から必要事項を追記した受検票を受け取る。

・ 出願書類の提出期間

令和9年1月8日（金）及び1月12日（火）

受付時間は、

1月 8日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

1月12日（火）は、午前9時から正午まで

3 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式一高2）を作成した出身中学校長は、学習の記録等通知書（様式一高3）を出願書類の提出期間の第1日の10日前までに、入学志願者の保護者に通知する。作成については「調査書」及び「学習の記録等通知書」作成要領に従う。

4 併願

高等部職業学科、高等部分校、川越市立特別支援学校又はさいたま市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門に入学願書を提出した者は、他の高等部職業学科、高等部分校、川越市立特別支援学校又はさいたま市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門に対し、同時に「入学願書」を提出することはできない。

5 第2志望及び第3志望

高等部職業学科については、募集は学科毎に行うため、特別支援学校羽生ふじ学園及び入間わかくさ高等特別支援学校については第2志望まで、特別支援学校さいたま桜高等学園については第3志望まで申し出ることができる。

6 志願先変更

(1) 期間

高等部職業学科、高等部分校、川越市立特別支援学校又はさいたま市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門の入学志願者は、次の期間内において1回に限り、他の高等部職業学科、高等部分校、川越市立特別支援学校、さいたま市立ひまわり特別支援学校知的障害教育部門に志願先を変更、又は同一校内での志願先（学科）変更をすることができる。

令和9年1月13日（水）及び1月14日（木）

受付時間は、

1月13日（水）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

1月14日（木）は、午前9時から正午まで

(2) 他の学校へ志願先を変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、「志願先変更願」（様式一高5）（令和8年10月に県ホームページに掲載予定）を、出身中学校長を経て、受検票とともに先に出願した校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式一高6）の交付を受けた後、新たに出願手続を行う。〔同一校の志願先（学科）変更を行う場合も同様な手続を行う。〕

7 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て「志願取消届」（様式一高7）（令和8年10月に県ホームページに掲載予定）及び受検票を速やかに志願先学校長に提出する。

8 入学選考

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和9年1月20日（水）及び21日（木） 午前8時45分から

イ 選考場所 出願した各県立特別支援学校

(2) 選考方法

学力検査（国語・数学）、運動能力検査、作業能力検査、面接、入学志願者調査書に基づいて総合的に選考を行う。

詳細については、入学選考要領による。

(3) 検査等の日程

* 1月20日（水）

諸注意	8：45～ 9：15
検査1（学力検査：国語）	9：30～10：10
検査2（学力検査：数学）	10：30～11：10
検査3（作業能力・運動能力検査）	11：35～
（昼食・休憩は検査3の時間内に1時間程度設定するものとする）	

* 1月21日（木）

諸注意	8：45～ 8：50
検査4（面接）	9：00～
（昼食・休憩は検査4の時間内に1時間程度設定するものとする）	

※ 学力検査（国語・数学）は一斉に実施する。

※ 作業能力検査・運動能力検査・面接の上記日程については参考とする。

※ 作業能力検査・運動能力検査・面接は受検者を分けて実施する。

※ 詳細は、各学校の指示に従う。

(4) 当日の持ち物について

受検票、鉛筆、消しゴム、上ばき、運動着（上下）、昼食、その他志願先学校長が指示するもの（受検票参照）。また、下敷き、計算機、計算機能や辞書機能等のある時計、携帯電話などの、受検に不要な物を携行してはならない。

(5) 志願先学校への集合等について

ア 余裕をもって、早めに到着するようにすること。

イ 交通事故等にあわないように、十分注意すること。

ウ 選考会場に着いたら、掲示されている案内図や諸注意等をよく読み、係の先生の指示に従うこと。また、わからないことがあったら、近くの先生に聞くこと。

エ 遅刻をした場合は、すみやかに受付係の先生に申し出て指示を受けること。

オ 急病や事故など、やむを得ない事情により受検できなくなった場合は、すみやかに出身中学校へ連絡し、志願先学校長からの指示を受けること。

9 追検査

(1) 急病その他やむを得ない事情で検査及び面接をすべて欠席した志願者は、令和9年1月26日（火）に実施する追検査を受検することができる。

(2) 検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された志願者は令和9年1月26日（火）に実施する追検査を受検することができる。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の検査に限る。

(3) 出身中学校長は、志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先学校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様

式一高10) (令和8年10月に県ホームページに掲載予定) を令和9年1月21日(木)正午までに志願先学校長に提出すること。

- (4) 志願先学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式一高11)を交付する。
- (5) 追検査の会場は、志願先学校が指定する場所とする。

10 選考

志願先学校長は、入学選考要領に従い、厳正に選考を行う。

11 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所等

日時	令和9年1月29日(金) 午前9時
場所及び方法	出願した各県立特別支援学校において受検番号を掲示ならびに各学校ホームページに掲載
備考	志願先学校長は、受検票を確認し、選考結果通知書(様式一高8)を入学許可候補者に交付する。

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、正午までに志願先学校長から必要書類を受け取る

こと。

- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、保護者(未成年後見人)は、辞退理由を記した入学辞退届(様式一高9)(令和8年10月に県ホームページに掲載予定)を、出身中学校長を経て、令和9年2月1日(月)正午までに志願先学校長に提出しなければならない。

なお、令和9年2月1日(月)正午以降においても、保護者の転勤等やむを得ない事由で辞退しようとする場合については、速やかに入学辞退届を提出することとする。

- (4) 入学許可候補者となった者で「入学辞退届」を提出しない者は、県公立高等学校及び他の県立特別支援学校に出願できない。

この場合の入学許可候補者とは、高等部職業学科及び高等部分校の入学許可候補者発表の際に、各県立特別支援学校において受検番号を掲示された者をいう。

12 個人情報の取扱い

出願に際して提出された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選考を通じて県立特別支援学校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続、志願者及び出身中学校に対して検査結果等を提供する業務にのみ使用する。

第4 欠員補充

入学許可候補者数が募集人員に満たない場合は、当該特別支援学校長は、令和9年2月1日(月)から2月5日(金)までに欠員補充を行う。

その際、令和9年2月1日(月)午後2時に各教育事務所(支所を含む)に公示する。公示の内容(欠員補充実施校、募集人員)は、埼玉県教育委員会特別支援教育課のホームページにも掲載する。

なお、志願する学校での事前相談を実施していない志願者については、出願前に事前相談を実施する。

第5 その他

- 1 志願状況等の情報提供について
特別支援教育課ホームページ等において入学志願者数、入学志願確定者数、学力検査受検状況等の情報提供を行う。
- 2 入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て当日までに志願先学校長に提出する(様式自由)。ただし、「追検査受検願」(様式-高10)を提出した場合は不要とする。
- 3 令和9年度県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の欠員補充に伴う入学選考を受検したが、入学許可候補者とならなかった者については、令和9年2月5日(金)に高等部普通科への入学選考に追加で願書を提出することができる。
- 4 ここに定めるもののほか、入学選考に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に志願先学校長は、県教育委員会と協議を行う。